

第十條 本協會は、本協會の協定を遵守するものとする。

第十一條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十二條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十三條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十四條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十五條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十六條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十七條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十八條 本協會の協定を遵守するものとする。

第十九條 本協會の協定を遵守するものとする。

第二十條 本協會の協定を遵守するものとする。

法人協同會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

小作協調細則

第一條 協調委員會は必要に應じ收穫前豫め地域を定め坪刈又は其他の方法を以て作柄を判定し査定標準を定むるものとする。

第二條 組合員にして調停の申出を爲さんとする場合に凶作不作の小作料減免に關し收穫一週間前迄に其他の件に關しては適宜に委員長に届出すべし期日前届出を怠りたる者は組合關係者に於て減免を行はざるものとする。

第三條 凶作不作の小作料減免調停の申出ある時は當年の査定標準に従ひ協調委員會に於て其の減免率を定め關係者に通知するものとする。

第四條 凶作不作に關する減免率を定むること左の如し

一、規定の附口米を參酌して其の率を定む

イ、凶作不作と稱するは不可抗力に起因する損害減收を稱し